

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

つくば市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子様の就学に関する費用の一部を援助する制度を設けています。この制度の利用をご希望の方は、このお知らせをお読みのうえ、お申し込みください。

1 制度の対象となる方

①又は②に該当し、世帯の所得額が認定基準額※に該当する方が対象です。生活保護を受けている方は、申請する必要はありません。

- ① つくば市立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者
- ② つくば市に住所があり、茨城県立中学校、中等教育学校（前期課程）に就学する生徒の保護者

※ 認定基準額の例

世帯人数	家族構成（モデルケース）	認定基準額の目安
2人	父又は母40代・子1人（7年生）	261万円以下
3人	父40代・母30代・子1人（3年生）	267万円以下
4人	父30代・母30代・子2人（5年生、8年生）	333万円以下
5人	父40代・母40代・子3人（1年生、4年生、8年生）	369万円以下

*表中の金額は、同一生計世帯全員分の合計所得額から控除額（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除）を差し引いた額です。

*援助を受けられる目安となる認定基準額は、家族構成、年齢、人数等により変動するため、おおよその目安としてください。事前にお問い合わせいただいても認定基準額の算定はできません。

2 申請書類

書類	提出が必要な方
就学援助費支給認定申請書※ ¹	申請者全員
通帳又はキャッシュカードの写し※ ²	
令和6年度市・県民税課税(非課税)証明書※ ³	令和6年1月1日時点でつくば市に住民登録がない方
住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)	他市区町村から区域外就学をされている方

※¹ 各学校、学務課で配布しています。また、市ホームページから様式をダウンロードすることができます。

※² 金融機関名又は金融機関コード、支店名又は支店コード、口座名義（カナ）、口座番号がわかる箇所の写し。令和5年度に認定を受け、同じ口座を希望される場合は、提出を省略することができます。

※³ 令和6年度の課税（非課税）証明書は6月1日以降に取得できます。年度当初の申請希望で、申請書と同時に提出できない場合は、申請期限までに証明書以外の書類を提出し、証明書は取得後に学校又は学務課に提出ください。

3 申請先・申請期限

- 申請先 **在籍している学校又はつくば市役所本庁舎4階教育局学務課**
※つくば市外の県立中学校等に在籍の方は、学務課へ提出（郵送可）してください。

- 当初申請期限 **令和6年5月31日（金）【期限厳守】**

- * 期限までに申請し、認定された方は、原則4月から支給対象となります。（5月以降転入の方を除く）
- * 当初申請の審査結果（認定・不認定）は、7月に郵送にて通知します。
- * 当初申請期限以降も申請は随時受け付けていますが、認定された月からの支給になります。

4 支給費目・支給時期・支給金額

令和6年度から生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を新たに支給します。生活保護を受けている方は、修学旅行費のみの支給となります。

支給費目	対象学年	支給時期	支給金額（年額）	
			小学校	中学校
学用品費	全学年	8・12・3月 (年額を3分割で支給)	11,630円	22,730円
通学用品費	2～6・8・9年生		2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費	1年生・7年生 (入学前未支給の場合のみ)	8月	54,060円	63,000円
校外活動費 (宿泊あり)	実施した学年	12月又は3月 4～9月実施分：12月 10～3月実施分：3月	実費 (上限3,690円)	実費 (上限6,210円)
校外活動費 (宿泊なし)	実施した学年		実費 (上限1,600円)	実費 (上限2,310円)
修学旅行費	実施した学年		実費 (上限20,000円)	実費 (上限80,000円)
学校給食費	全学年	8月※ ¹	実費※ ¹	実費※ ¹
体操服費	全学年	8月	7,000円	10,000円
生徒会費※ ²	全学年	3月	実費 (上限4,650円)	実費 (上限5,550円)
PTA会費※ ³	全学年 (PTA等加入者に限る)	3月	実費 (上限3,450円)	実費 (上限4,260円)
クラブ活動費※ ⁴	4～9年生	12・3・4月	実費 (上限2,760円)	実費 (上限30,150円)
卒業アルバム代及び 卒業記念写真代※ ⁴	6・9年生	3月	実費 (上限11,000円)	実費 (上限8,800円)

※1 給食費は、就学援助費から直接支払われるため、就学援助認定後は、給食費の口座振替又は納付書の送付が停止されます。認定となるまでは、給食費をお支払いいただき、認定後にお支払いいただいた給食費を支給します。

※2 「学校が全児童生徒の保護者から一律に徴収する学校徴収金のうち、学年・学級活動に係る経費や学校行事、クラブ活動・部活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、環境整備等に係る経費に充当されるもの」が該当します。学校からの報告に基づき実費を支給します。

※3 PTA又はPTAに準じる保護者組織に加入されている方に支給します。学校からの報告に基づき実費を支給します。

※4 クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代の詳細は別紙をご確認ください。

5 注意事項

- 昨年度認定された方や新入学児童学用品費の入学前支給を受けた方も、改めて申請が必要です。
- 同じ学校にきょうだいがいる場合は、申請書と必要書類は1部で結構です。きょうだいが別々の学校に就学する場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- 認定後、婚姻・転居等で世帯の状況が変わった場合は、必ず学校又は学務課まで御連絡ください。
- 住民税の申告が済んでいない場合、審査ができません。収入の有無に関わらず、市役所2階市民税課又は税務署で申告をしてください。
- 就学援助に認定されていても、学校徴収金は免除になりません。学校徴収金は、学校で指定された期限までに必ず納入してください。

問合せ先
つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前8時45分から午後4時30分
☎029-883-1111(代表) 内線4643、4644、4790